

第4次日進市障害者基本計画等策定支援等業務委託
評価基準書

令和4年7月

日進市

1 総則

本書は、日進市（以下「本市」という。）が発注する第4次日進市障害者基本計画等策定支援等業務委託の最優秀提案事業者の選定を、公募型プロポーザル方式にて実施し、その内容を評価するための基準を示すものである。

2 審査機関

- (1) 審査は、第4次日進市障害者基本計画等策定支援等業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。
- (2) 審査委員会は、提案事業者から提出された提案書等について、第4次日進市障害者基本計画等策定支援等業務委託評価基準書（以下「評価基準書」という。）に基づき評価する。

3 最優秀提案事業者の選定基準

審査委員会は、提案書の評価にあたり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な委託業者を選定するため、技術面、価格面及び総合面の観点で評価し、最優秀選定業者を選定するものとする。

(1) 評価点の配分

実績評価	20
提案内容評価	60
価格点	20
合計	100

(2) 審査の内容

ア 1次審査

提案事業者が4者以上の場合、書類による1次審査を審査委員会事務局にて行う。1次審査では提案書及び実績に関する書類の記載内容並びに価格による評価を行い、実績評価及び価格点の合計点の高い3者を2次審査の参加者に選定する。なお、合計点の同点がある場合は実績評価の高い者を上位とする。実績評価及び価格点の合計点と同点の場合は、審査委員会の総合的な評価により上位者を決定する。

イ 2次審査

(ア) 実績及び提案内容の評価

提案内容の審査は、評価基準書に基づき、審査委員会の各委員がその内容を評価し、点数（以下「評価点」という。）を与える。評価点は、提案書の記載内容及びプレゼンテーションを基に審査採点表を用いて評価を行う。

(イ) 価格の評価

価格については、評価基準書に基づき、価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

(ウ) 合計点数の同点が2者以上あるときの対応

評価点が高い者を上位とする。また、合計点・評価点がともに同点の場合は、提案内容評価が高いものを上位とする。また、合計点・評価点・提案内容評価が全て同点の場合は、審査委員会の総合的な評価により選定する。

(エ) 評価の合計点が6割に満たない場合は、受注候補者として選定しない。

4 採点方法について

(1) 評価点の採点方法について

ア 実績評価

提案書の評価分類、評価内容及び満点は次のとおりとする。

評価分類	評価内容	満点
実績評価		20
会社概要	<ul style="list-style-type: none">・愛知県内に自治体業務の従事者が多く、ノウハウの提供・推進体制が十分期待できるかを評価する。・本事業を遂行できる環境を有しているかを評価する。・上記の関連として、保有する最低限の資格について評価する。	10
受託実績	<ul style="list-style-type: none">・愛知県内の市において、計画作成支援業務を受託した実績があり、十分にノウハウがあるかを評価する。・全国の市での実績を有しており、十分に信頼がおけるかを評価する。	10

イ 提案内容評価

提案書の評価分類、評価内容及び満点は次のとおりとする。

評価分類	評価内容	満点
提案内容評価		60
提案の趣旨	<ul style="list-style-type: none">・障害者福祉施策について、現状や課題の理解度を評価する。・日進市の特性、課題等を理解し、計画策	20

	定にあたり、具体的かつ有益な提案かどうかを評価する。	
骨子案作成支援等作業に対する提案	・提案された内容は、構成として適切か、障害者基本計画等における基本的な視点を押さえているか評価する。	10
個人情報等の機密保持に係る体制	・個人情報等機密情報を取り扱う事業者としての法令遵守に対する取組を評価する。	5
スケジュール	・仕様書に記載されたスケジュールに沿った、具体的な事務手続きのスケジュール、作業項目、期間等が示されているかを評価する。 ・無理がなく、職員に負担のかからない最適なスケジュール提案かどうかを評価する。	5
実施体制及び担当者等	・円滑に事務が進められる十分な体制があり、担当者の資格・経験及び実績があるか評価する。	20

ウ 評価点数の算出方法

実績評価及び提案内容評価については、次の評価基準にて実施し、評価分類の項目ごとに計算式（評価段階×満点／5）で評価点を算出する。ただし、評価段階にうまく当てはまらない場合は、評価基準をベースとし、満点を上限として小数点第1位までの評価点をつけることができるものとする。

評価段階	評価基準
5	提案内容は本市にとって期待以上である。
4	提案内容は明確であり、本市の要求する水準を十分満たすものである。
3	提案内容は明確であり、採用してよい。可もなく不可もないレベルである。
2	提案内容は若干の不明確な箇所があるが、採用してよい。
1	提案内容は不明確な箇所があるが、採用してよい。
0	採用できない。

(2) 価格点の採点方法について

見積書に記載された業務費用と「第4次日進市障害者基本計画等策定支援等業務委託プロポーザル実施要領 2(1)」に記載された提案上限額の比率により価格点を算出するものとする(小数点以下四捨五入)。ただし、提案上限額の6割を下回る価格は全て満点とする。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最安価な提案価格}}{\text{提案価格}} \times 20$$

5 失格事由

次の条件に該当する場合は、「失格」とする。この場合、当該提案事業者の評価を行わず、最優秀提案事業者としない。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 正当な理由なく、審査において本市が定める時間に遅刻したもの。
- (3) 「第4次日進市障害者基本計画等策定支援等業務委託プロポーザル実施要領」「第4次日進市障害者基本計画等策定支援等業務委託提案書作成要領」に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本プロポーザルの通知を行った日から最優秀提案事業者決定の日までの間に、別の契約している委託業務等や、本プロポーザルに関して選定手続に定められている事項以外で審査委員会委員及び関係職員等との接触があったもの。